

災害福祉支援ネットワーク中央センターについて

災害福祉支援ネットワーク中央センター
(全国社会福祉協議会 総務部 全国災害福祉支援センター)

災害派遣福祉チーム（DWAT）と 災害福祉支援ネットワークについて

○東日本大震災（H23）、熊本地震（H28）等 大規模災害時の二次災害に対する問題意識

・災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども等）が避難所等において長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている。災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題。

○H30/5/31 厚生労働省社会・援護局長通知

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」

・災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、**避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」**を組成するとともに、避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による**「災害福祉支援ネットワーク」**の構築に向けた取り組みを推進するためのガイドラインを策定。



DWATの発足及びこれまでの経緯等

- DWATは、東日本大震災を機に、岩手県や京都府において独自の取り組みが始まり、平成30年の「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」発出を契機に国においても体制整備推進が行われ、各都道府県へ広がりを見せ、令和6年能登半島地震を機に全都道府県で設置、活動を実施した。登録者数10,943名（令和6年度末）

【DWATが活動した災害】 平成28年～令和7年11月20日時点 12回

平成28年4月熊本地震 ・・・ 熊本県、岩手県、京都府

平成28年10月岩手水害 ・・・ 岩手県

平成30年7月豪雨災害 ・・・ 岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府

令和元年台風19号 ・・・ 宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県

令和2年7月豪雨災害 ・・・ 熊本県

令和3年7月豪雨災害 ・・・ 静岡県

令和5年豪雨災害 ・・・ 大分県

令和6年1月能登半島地震 ・・・ 全都道府県

令和7年2月岩手県大船渡市林野火災 ・・・ 岩手県

令和7年8月豪雨災害 ・・・ 熊本県

令和7年9月台風15号 ・・・ 静岡県

令和7年10月台風22号 ・・・ 東京都

下線の府県は、災害が発生した県に応援派遣を実施。

- 厚生労働省のこれまでの取組

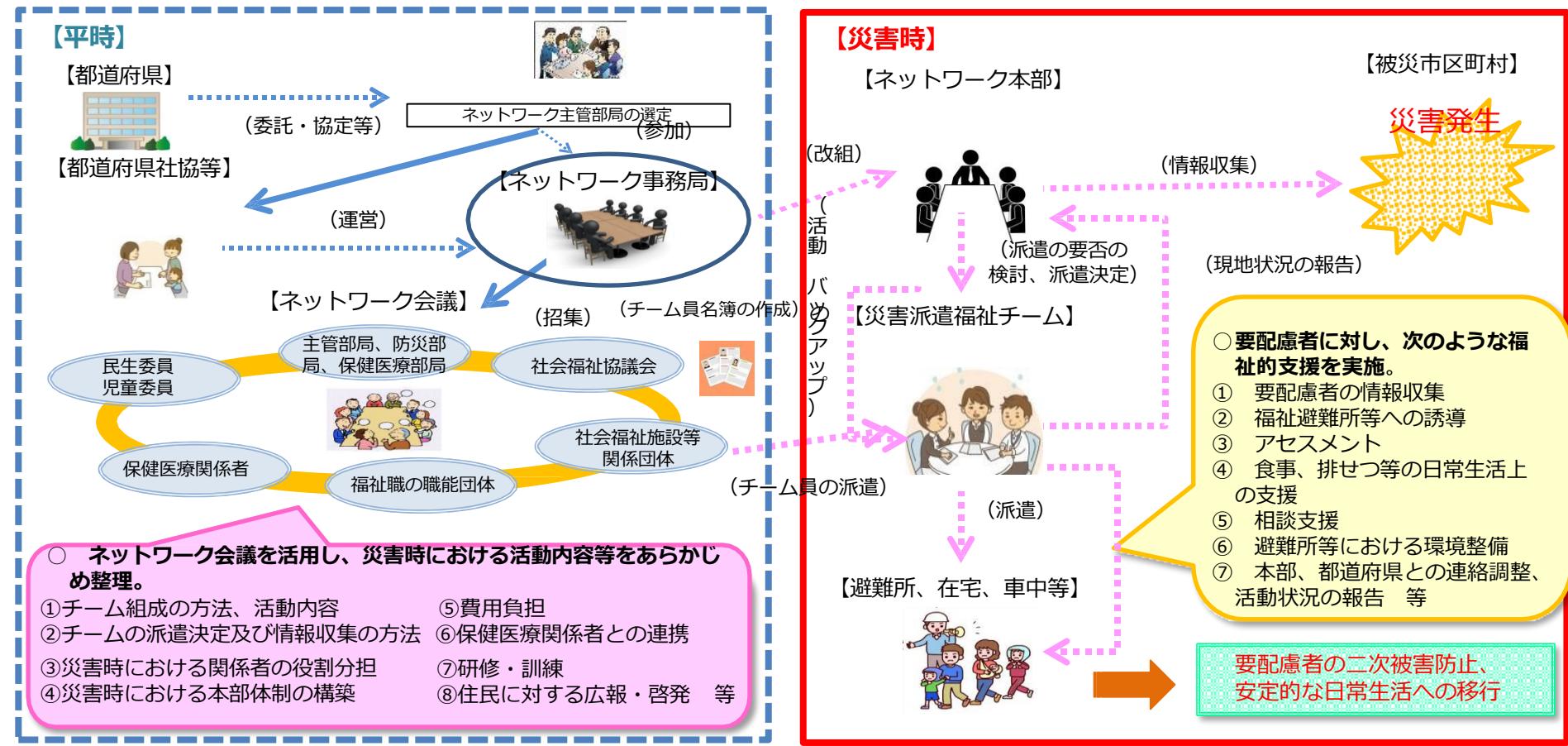
- ・平成24年度～災害福祉支援の体制整備に向けた都道府県への補助
- ・平成30年5月災害派遣福祉チームの編成に当たって、各都道府県が取り組むべき事項についてガイドラインを策定、通知。
- ・令和元年度～災害派遣福祉チームリーダー養成研修（受託先：全国社会福祉協議会）
- ・令和4年度～災害福祉支援ネットワーク・中央センター事業（受託先：全国社会福祉協議会）
- ・令和7年6月 ガイドライン改正 DWAT活動範囲が拡大



災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム（DWAT）について

(「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要（社会・援護局長通知）)

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、乳幼児等の地域の要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題
 - このような状況を踏まえ、災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所、在宅、車中等で要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定



DWATチーム員の登録者数

DWATチーム員の登録者数は、全国で約1.1万人となっている。

都道府県名	登録者数
北海道	466
青森県	162
岩手県	288
宮城県	251
秋田県	133
山形県	88
福島県	210
茨城県	142
栃木県	365
群馬県	290
埼玉県	314
千葉県	397
東京都	257
神奈川県	256
新潟県	144
富山県	164

都道府県名	登録者数
石川県	277
福井県	122
山梨県	107
長野県	202
岐阜県	262
静岡県	351
愛知県	346
三重県	202
滋賀県	269
京都府	213
大阪府	443
兵庫県	183
奈良県	172
和歌山県	122
鳥取県	231
島根県	260

都道府県名	登録者数
岡山県	238
広島県	210
山口県	40
徳島県	157
香川県	108
愛媛県	240
高知県	171
福岡県	355
佐賀県	173
長崎県	113
熊本県	704
大分県	274
宮崎県	138
鹿児島県	152
沖縄県	181
全国計	10,943

※令和7年3月末時点。都道府県からの報告を厚生労働省社会・援護局福祉基盤課において集計。



災害福祉支援ネットワーク中央センター事業 概要

事業内容

以下の取組を一体的に実施する。

平時

- 広域的な連携体制の構築
 - ・ 応援側・受援側の対応手順等の整理
 - ・ ブロック会議の開催等による自治体間の認識共有・意見等の調整等
- 全国研修の実施 ※災害派遣福祉チームリーダー養成等研修事業から組替
 - ・ 実地訓練や本番活動の際に、中心となって動けるチーム員の養成
 - ・ D W A T 派遣実績のある県の取組事例等の全国展開等

災害時

- 各都道府県のネットワーク本部と連携し、D W A T 活動状況の集約や都道府県間の派遣調整等



- 事業推進に必要となる基本情報の把握、情報提供等の実施
- 平時・災害時の関係省庁等との連絡・調整
- 災害時の厚生労働省、各都道府県ネットワーク本部との連携による情報収集・調整等
- 運営委員会、アドバイザーチーム等の設置・開催、支援体制づくりに関する検討等



令和6年能登半島地震に係る
災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動や
介護職員等の応援派遣の検証事業
報告書

令和7年3月

「令和6年能登半島地震に係る災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動や介護職員等の応援派遣の検証」
検討委員会

株式会社 日本能率協会総合研究所



災害福祉支援(広義のDWAT)4つの活動形態

のべ人数		
A. 災害派遣 福祉チーム (狭義のDWAT)	1,573	<p>都道府県が組成し一般避難所等に派遣し、災害時要配慮者に対する福祉支援を行ったチーム</p> <ol style="list-style-type: none"> 「被災自治体の避難所等における災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動」 常駐・巡回 「金沢市以南の 1.5 次避難所（メイン+サブアリーナ）における災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動」
B. 介護職員等の 応援派遣活動 (福祉施設)	2,503	<p>厚生労働省が、都道府県を通じて、全国の社会福祉施設・事業所等に対して派遣協力の依頼をし、介護等のニーズが増大する被災地の社会福祉施設等(みなし福祉避難所含む)の応援派遣（全社協スキーム）</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災地ならびに金沢市以南の福祉施設に設けられた福祉避難所における避難者支援のための介護職員等の応援派遣 金沢市以南における2次的受け入れ施設への介護職員等の応援派遣
C. 種別協による 支援活動 (種別協)	1,440	<p>業種別団体あるいは専門職団体が、会員に呼びかけ、被災地の社会福祉施設、1.5次避難所へ派遣を行った応援派遣被災施設における介護職員等の応援派遣</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災地ならびに金沢市以南の福祉施設に設けられた福祉避難所における避難者支援のための介護職員等の応援派遣 金沢市以南における2次的受け入れ施設への介護職員等の応援派遣 金沢市以南の 1.5 次避難所（サブアリーナ）における介護職員等の応援派遣
D.入浴支援活 動(入浴支援)	259	<p>全国介護事業者協議会・日本在宅介護協会が直接会員に呼びかけ、被災地の社会福祉施設、1.5 次避難所での入浴支援・入浴資機材提供を行った応援派遣</p>
E. 活動を支える 枠組	120	<p>ABCD 活動に 関係する「指示命令・戦略・事務手続き」・「全体的な枠組み」「包括的に議論すべき支援活動・内容」「マネジメント体制」「後方支援」等、を指す</p>



A.
災害派遣
福祉チーム活動
(狭義のDWAT)

- 常駐 18 カ所
- ◆巡回 41 カ所

輪島市 (2月12日～3月29日) 2月

<主に巡回型の避難所支援>

- ・指定避難所の要配慮者アセスメント
- ・被災者の生活の場が変わるフェーズにおける支援活動

志賀町 (1月11日～3月16日)

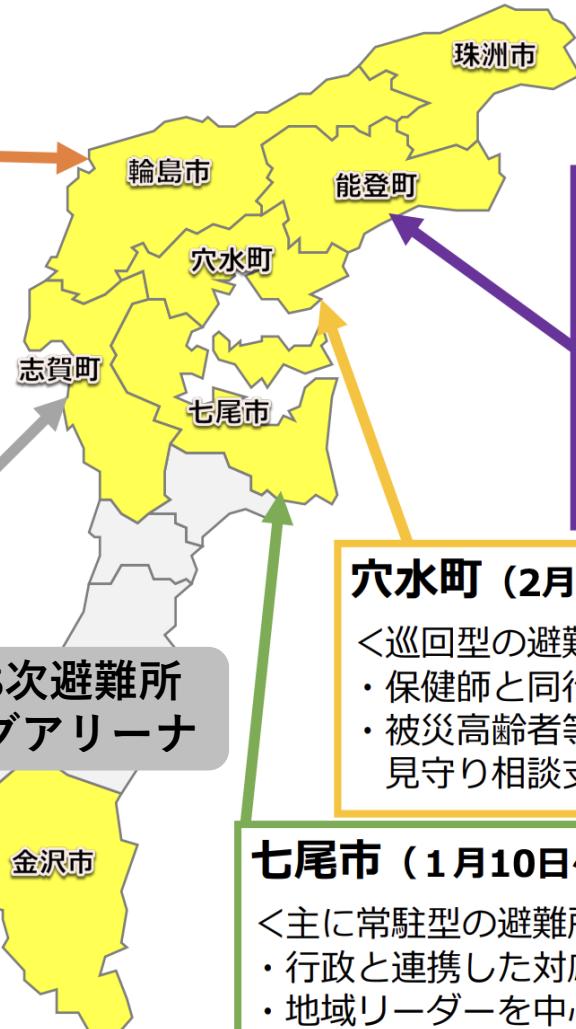
<主に常駐型の避難所支援>

- ・行政との関わり方
- ・地域リーダー業務の引継ぎ

1.5次避難所
(1月8日～6月30日)

<福祉避難所的活動>

- ・多数チーム同時活動
- ・入退所が流動的
- ・他支援チームとの調整



珠洲市 3月
(3月5日～3月24日)

<巡回型の避難所支援>
・保健師と同行巡回
(福祉ニーズ確認)

能登町 1月
(1月14日～3月30日)

<避難所支援、福祉避難所支援>
・避難所環境整備
・福祉避難所の立ち上げ、運営支援

穴水町 (2月19日～2月29日) 2月

<巡回型の避難所支援>

- ・保健師と同行巡回 (福祉ニーズ確認)
- ・被災高齢者等把握事業、被災者見守り相談支援事業との関係性

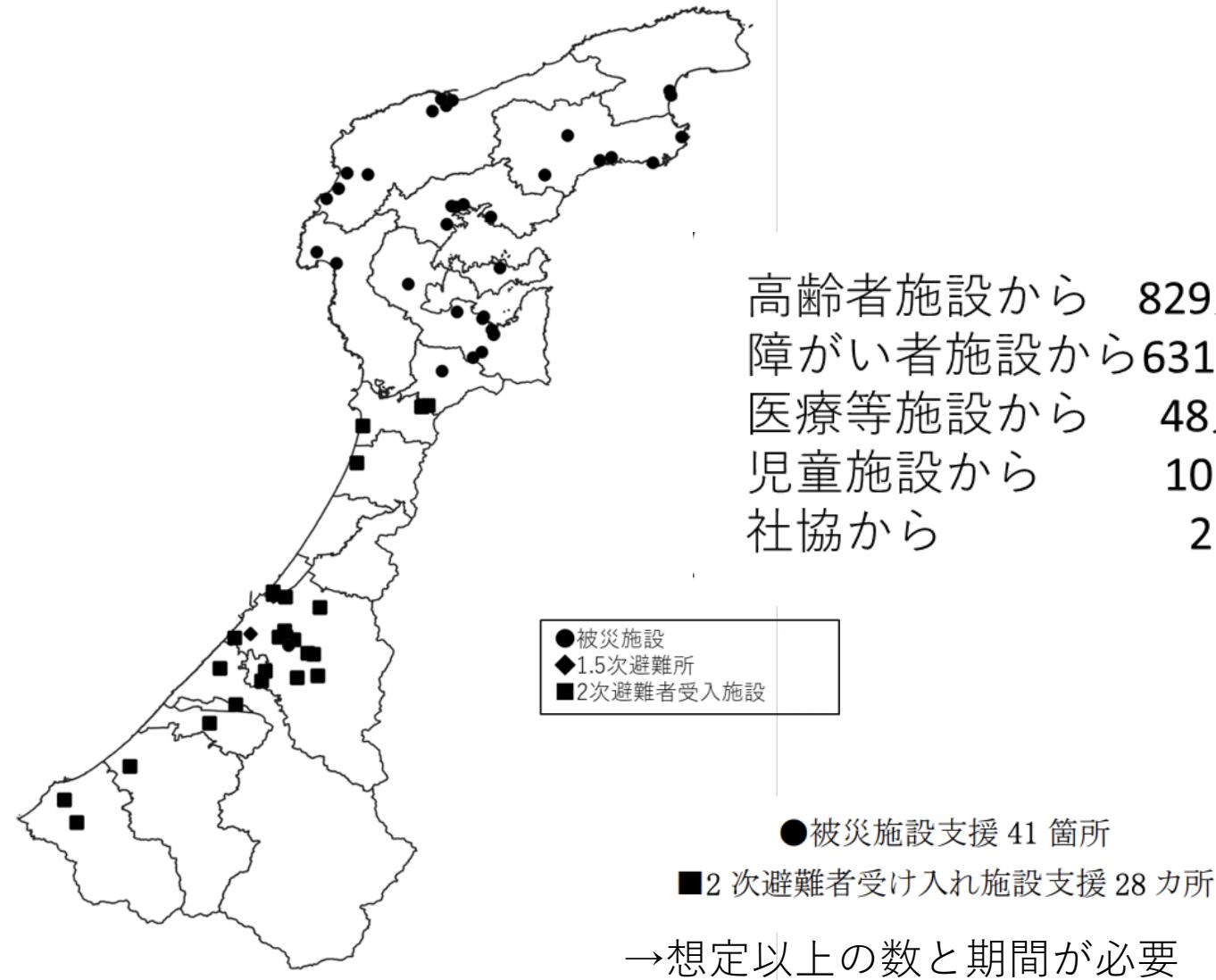
七尾市 (1月10日～3月29日) 1月

<主に常駐型の避難所支援>

- ・行政と連携した対応
- ・地域リーダーを中心とした活動

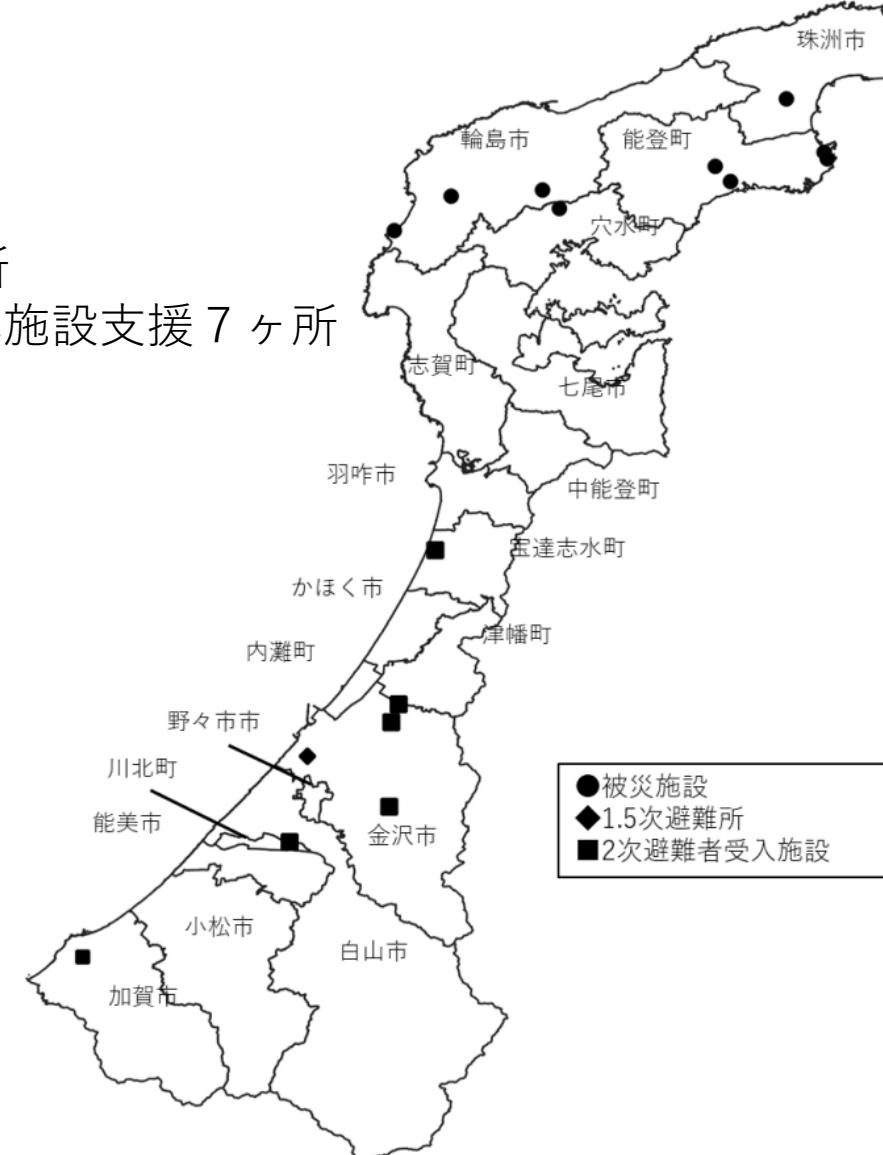


B.
介護職員等の
応援派遣活動
(福祉施設)



C.
種別協による
支援活動
(種別協)

- ① 被災施設支援 9ヶ所
- ② 2次避難者受け入れ施設支援 7ヶ所

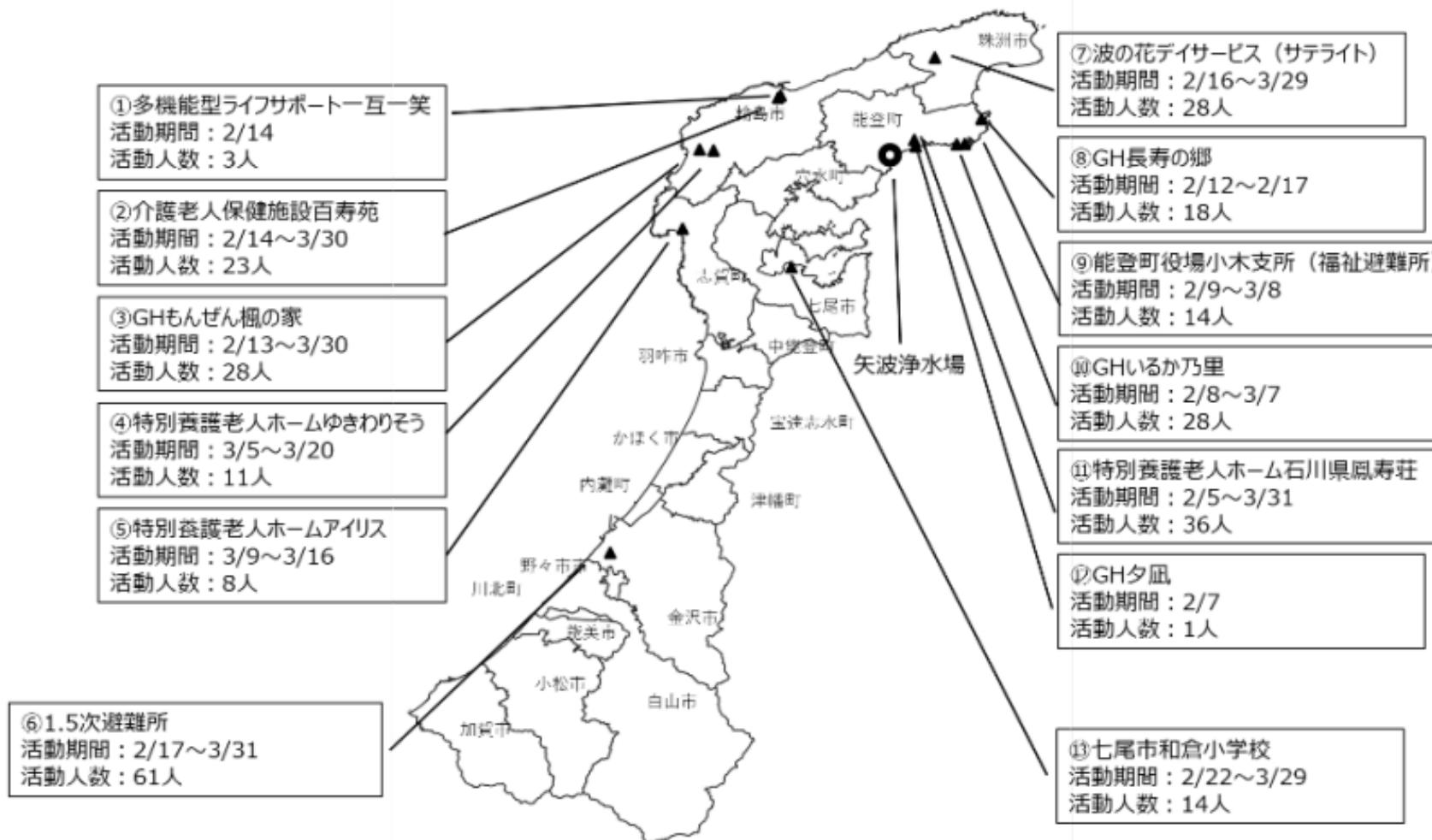


C.種別協
令和6年能登半島地震における種別協の支援活動



D.
入浴支援活動
(入浴支援)

- 1.5次避難所
- 施設代替スペース支援
- 2次避難者受け入れ施設

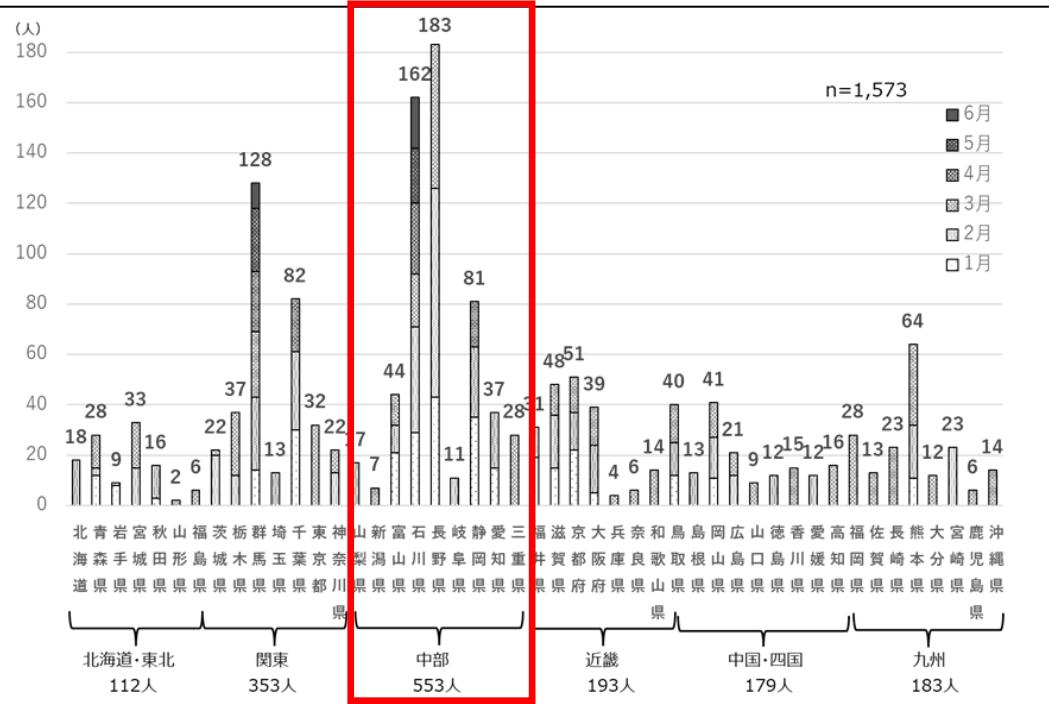


方法

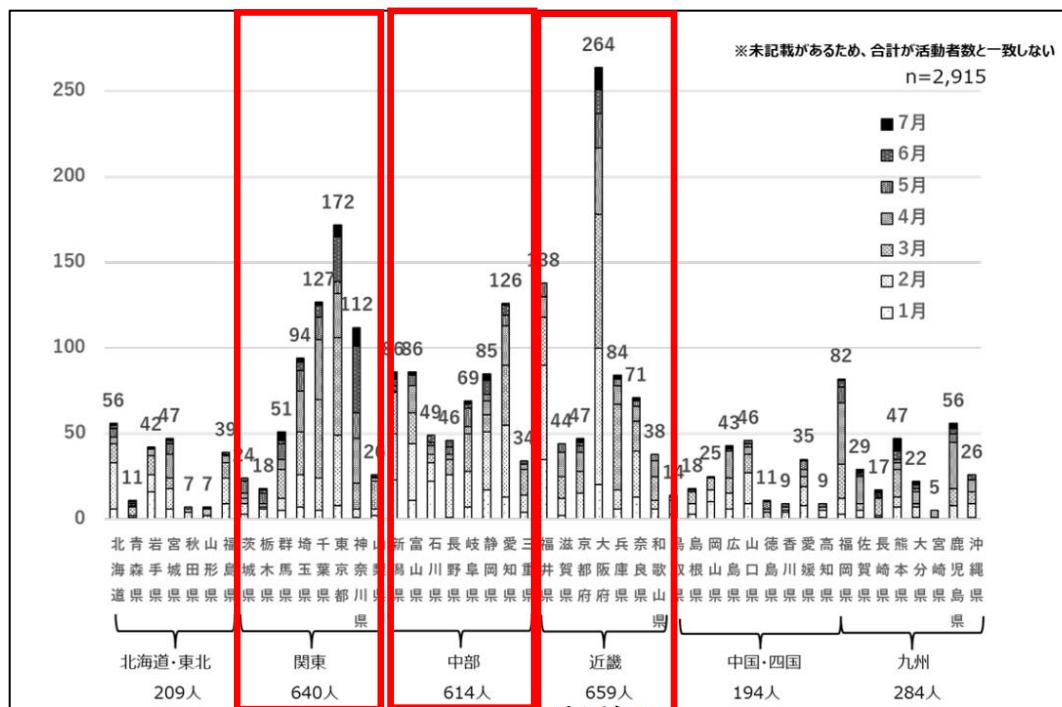
- 給水車（浄水場で給水）+入浴車+入浴支援
- 入浴資機材を提供



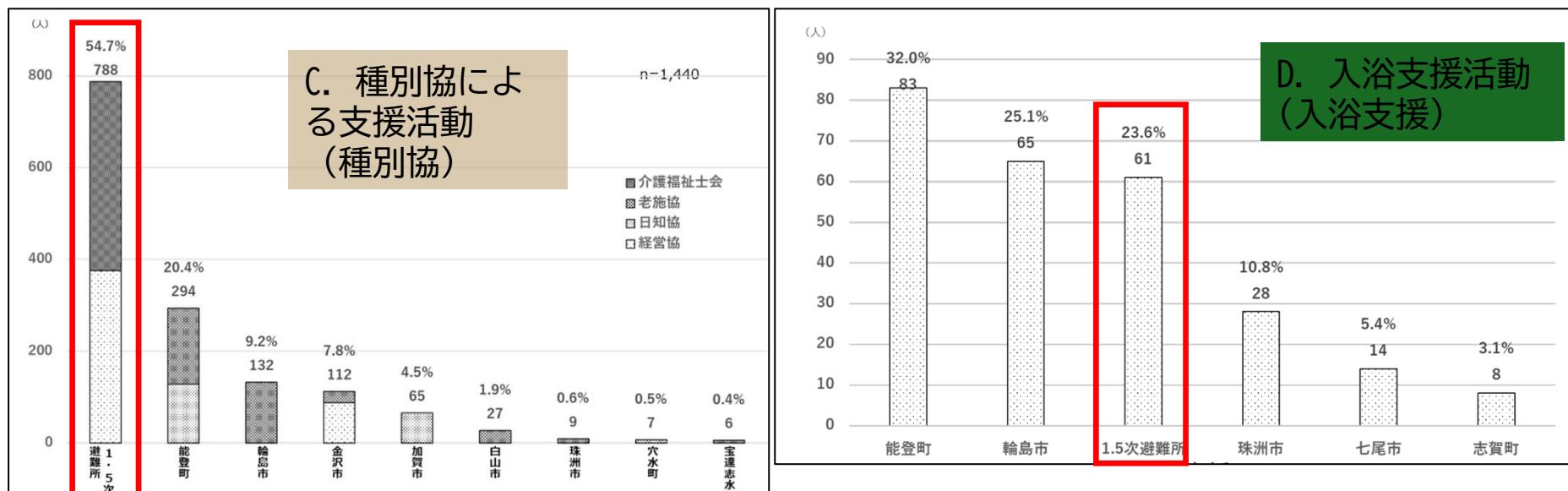
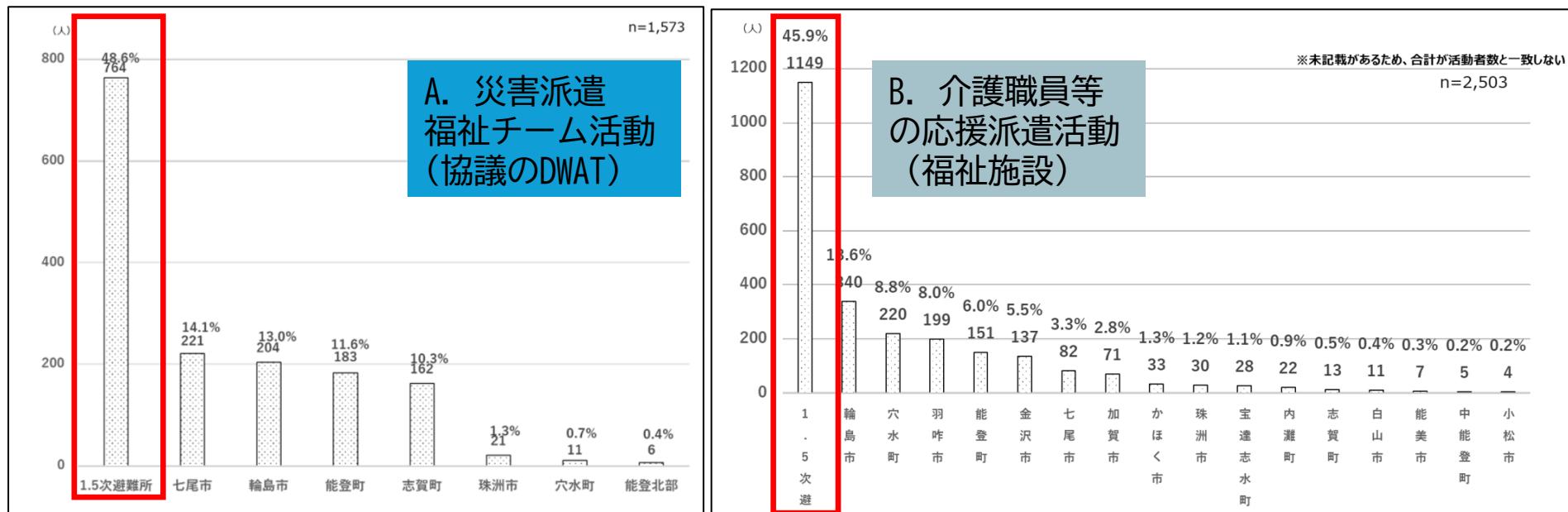
A. 災害派遣 福祉チーム活動 (狭義のDWAT)



B. 介護職員等の応援派遣活動 (福祉施設)



災害福祉支援(広義のDWAT)の派遣先



災害福祉支援(広義のDWAT)の受援側「ありがたかった！」

七尾市:DWATを契機に保健福祉・避難所が連携

- DHEAT、DWAT がいたが当初はDPATのみ連携
- 当初はバラバラに活動
- 朝夕、関係者でミーティング→要対応の対象者について協議可能に
- 2/2。相談支援事業所と地域包括、関係各課、応援で、在宅ニーズの洗い出しを協議
- 3月終には、学校関係の避難所が集約。
- DWATの撤収時に地元がどうするか組み立てた

A. 災害派遣
福祉チーム
(協議のDWAT)

珠洲市施設:応援されてることが力になった

(珠洲市の施設)

- いったん落ち着いたが、職員も減り、対応が大変になった
- 7月、8月はお願いして来ていただいて、大変に助かった。
- 職員も気持ち的に応援してもらっているということがありがたかった。
- ベテランの方から、若い方まで、皆さん

B. 介護職員等
の応援派遣
(福祉施設)

前向きな気持ちで
来ていただいた。

(1.5次避難所サブ等)

- 設営段階から、他職種とのチームの中で、直接介護を担うのは介護福祉士会と役割分担が明確であったため、その立場から提案、協議ができ、災害福祉の専門家を中心とした指揮命令系統が確立されていた(石川県)・専門職に助けてもらった。長期的にお世話になった・一般ボランティアは見守り・話題相手に

1.5次避難所(サブ・マルチ):災害福祉が中心に検討
石川県:専門職に感謝。ボランティアも活躍

C. 種別協
による支援
(種別協)

D. 入浴支援
(入浴支援)

(民介協・在介協が連携)

- 奥能登地域および1.5次避難所で被災者の入浴支援を実施
- 断水が続く奥能登地域では、訪問入浴車と給水車を持参し、浄水場で給水したうえで活動
- 1.5次避難所に入浴支援・資機材提供
- お風呂に入ることのケア効果を実感

2種別協が連携。入浴の支援効果を実感



災害福祉支援(広義のDWAT) の課題

【活動方針ならびに派遣】

1	災害時の活動方針	■災害の現実に即した戦略構築の事前検討が不十分
2	派遣要請	<ul style="list-style-type: none">■派遣先・要請元が複数であり派遣元施設が派遣要請に混乱■災害派遣・応援派遣の手続きの一本化■災害派遣・応援派遣のためのフォーマットの統一化■派遣期間における共通認識の醸成
3	派遣の財源	<ul style="list-style-type: none">■災害福祉支援活動(ABCDE)における費用負担の混乱■万が一の保険について整理する必要あり■介護職員等の応援派遣の課題
4	派遣スキーム	<ul style="list-style-type: none">■災害福祉支援ABCDの災害規模に応じた派遣スキームが未確立■ロック支援のスキーム■カウンターパート方式■対口(たいこう)支援(ペアリング支援)
5	災害派遣・応援派遣のプラットフォーム	<ul style="list-style-type: none">■ABCDE活動を一元的に統べる基盤が平時・災害時共に必要■平時から課題検討するため中央センターに常設事務局を■災害時に機動的に動ける体制構築を■指揮命令系統の確立■地域活動のコーディネーションの必要性
6	活動場所	<ul style="list-style-type: none">■1.5次避難所の福祉的影響について引き続きの検討が必要■災害時の地域包括ケアを支えるための災害福祉支援活動を考える

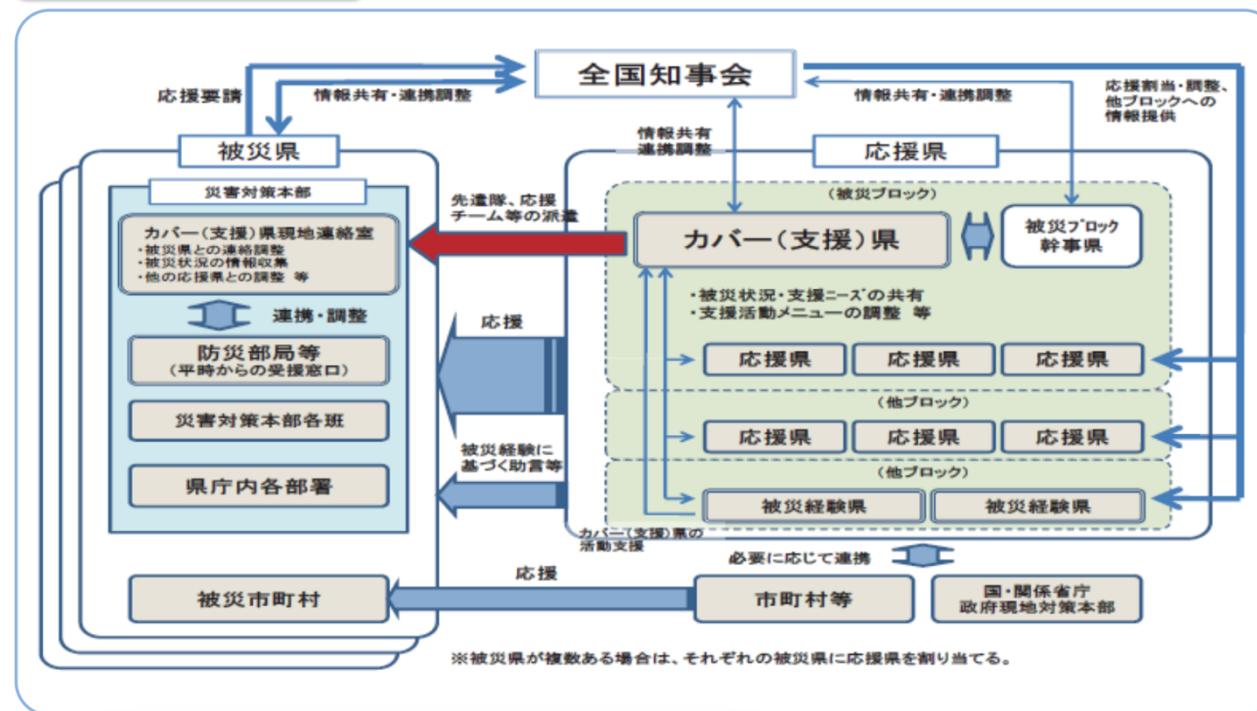


災害福祉支援(広義のDWAT)の課題「④派遣のスキーム」

参考：知事会（都道府県応援）の派遣スキーム

例：北海道・東北8道県ブロック協定

災害時相互応援協定



幹事県（支援を調整する県）は持ち回り

順番	
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

カバー県（支援を行う県）は固定

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県



今後に向けて 「災害時の福祉モデル」

ID	モデルの項目	検討課題
災害時の福祉モデル	1) 被災者の状態の見極めが難しい	■災害時のADI評価のモデルが必要ではないか
	2) 災害福祉支援のモデル	■災害時の福祉モデルの確立が必要である
	3) 災害時に活用される資機材	■災害時に既存の資機材をどう組み合わせて対応するか
	4) 災害過程のフェーズごとの福祉支援のあり方	■災害福祉のフェーズごとの福祉支援のあり方を検討する
	5) ハードの変化がもたらす福祉ニーズ	■被災によるハードの被害が災害福祉にもたらす影響を検討する
	6) 福祉施設の事業継続	■被災した福祉施設の事業継続をいかに図るか
	7) 災害救助法の改正に向けた動き： 救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正案	■災害救助法に「福祉サービスの提供」追加を受け 災害福祉をいかに拡大・発展するか
	8) DWAT育成のための研修・訓練	■マネジメント業務 (指揮命令・情報連絡・戦略検討・ロジ等) 整理が必要



災害法制における「福祉サービスの提供」の概要

令和7（2025）年7月1日施行「災害対策基本法等の一部を改正する法律」により、下記の通り「福祉サービスの提供」が法律や告示等で位置付けられた（関連部分抜粋）。

災害救助法

第四条（救助の種類等）

第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出

六 福祉サービスの提供

七 被災した住宅の応急修理

八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

九 学用品の給与

十 埋葬

十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

災害対策基本法

第八十六条の六（避難所における生活環境の整備等）

災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び**福祉サービスの提供**、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八十六条の七（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び**福祉サービスの提供**、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

内閣府告示（救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）

第七条（**福祉サービスの提供**）

法第四条第一項第六号の**福祉サービスの提供**は、次の各号の定めるところにより行うこととする。

- 一 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「**災害時要配慮者**」といふ。）に対して、応急的に処置するものであること。
- 二 都道府県知事等又は災害発生市町村等の長からの要請を受けて行うものであること。
- 三 次の範囲内において行うものであること。

イ 災害時要配慮者に関する情報の把握

ロ 災害時要配慮者からの相談対応

ハ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

ニ 災害時要配慮者の避難所への誘導

ホ 福祉避難所の設置（おそれ適用の場合を除く）

四 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからニまでの場合は**消耗器材費**又は**器物の使用謝金**、**借上費**若しくは**購入費**として当該地域における通常の実費とし、同号ホの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。



8 福祉サービスの提供（内閣府告示 第7条）

一般基準		備考
対象者	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）	
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内 ※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの	
福祉サービスの提供の範囲	ア 災害時要配慮者に関する情報の把握 アイ 災害時要配慮者からの相談対応 ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 エ 災害時要配慮者の避難所への誘導 オ 福祉避難所の設置（※）	（※）法第2条第2項の災害が発生するおそれがある場合に設置する場合を除く。
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記アからエまでについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費 ○ 上記オについては、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費 <p>※福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等にかかる経費は「輸送費及び賃金職員等雇上費」の対象。</p>	



目的

- 災害が激甚化・頻発化するなか、平時からの災害への備えを強化することが重要である。特に、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、発災時に速やかな災害福祉支援を行うためには、コーディネートを担う専門職の配置、災害派遣福祉チーム員の大幅増員・養成、災害支援関係者との連携・協働の強化は必要不可欠であり、また迅速に体制を構築する必要がある。
- 全社協では、都道府県域及び全国域で社協が実施する災害支援を包括的、効果的に実施する「災害福祉支援センター」の設置を令和元年から提唱してきた。現在、12の県社協が「災害福祉支援センター」を設置し、平時・有事の災害福祉支援体制強化を図っている。
- 全社協は、各県災害福祉支援センターの運営支援や連携強化、全国域での災害福祉支援関係者との連携・協働を図り、災害福祉支援の効率化、被災者支援の円滑化を図るための「全国災害福祉支援センター」を今年10月1日に設置。平時・有事の災害福祉支援体制を強化する。

平時

- 1) 都道府県災害福祉支援センターの運営支援
・連携強化
- 2) 災害福祉支援関係者との連携強化
- 3) 灾害福祉支援を行う人材育成
- 4) 灾害福祉支援ネットワーク中央センター事務局
- 5) 災害ボランティアセンター、地域支え合いセンター、介護職員等応援派遣等の円滑な実施に向けた業務の支援
- 6) 灾害福祉支援に係る制度予算等の改善活動
- 7) 灾害福祉支援に関する普及啓発

災害時

- 1) 被災県災害福祉支援センター※の運営支援
- 2) 行政・保健医療福祉調整本部・NPO等との連携窓口
- 3) 被災地の情報収集・整理・共有・発信
- 4) 全国情報共有会議への参加
- 5) 全社協災害対策本部の運営

※「被災県災害福祉支援センター」

…災害VC、地域支え合いセンター、DWAT、介護職員等応援派遣の運営を総合的に支援する県域の本部



全国災害福祉支援センターの体制（外部連携を中心としたイメージ）

目的

- 災害福祉支援に係る包括的な枠組みを構築し、災害福祉支援のあり方、課題を共有・検討し、体制整備を図る。
 - 災害時には、社会福祉協議会や社会福祉施設が行う災害福祉支援情報の一元化を図るとともに、行政・関係機関等の様々な災害福祉支援関係者と連携・協働する窓口を一本化し、効果的な災害福祉支援が実施できる体制を構築する。



全国災害福祉支援センター 当面の取り組み

1. 都道府県災害福祉支援センター設置促進、運営支援

- 情報共有会議
- 人材養成（センター職員の業務について整理、研修開発、実施）

2. 災害福祉支援ネットワーク・DWAT活動のルールづくり

- 法制度改正への対応を含むDWAT活動要領（マニュアル）作成
への対応（厚労省社会福祉推進事業への参画等）
 - ・初動対応の迅速化
 - ・在宅等活動範囲の拡大への対応
 - ・福祉施設への対応に係る整理（人件費負担、派遣スキーム）
 - ・標準研修カリキュラムの作成（中央センター事業）

○社会福祉法改正への対応

（DWATの登録、研修、業務システム開発）

- 応急期から復旧・復興期にわたる被災者支援への対応
(都道府県ネットワークの構成団体の拡大)

3. 災害福祉支援に係る制度・予算の改善

- 災害福祉支援センターに係る予算創設、既存予算の充実
- 災害救助費に対象拡大（災害VC運営費、施設間応援など）
- 災害拠点福祉施設（R7モデル事業）の制度化

